

【論文】

話者か主語か

——現代フランス語接続法の表わす「観念」の主体——

市川 雅己

Le locuteur ou le sujet de la phrase?

——À qui appartient-elle, l'idée exprimée par le subjonctif

en français contemporain?——

Masaki ICHIKAWA

要旨

La confusion des niveaux de la principale et de la subordonnée, et aussi celui du contexte, cause un malentendu, lequel indique que le subjonctif exprime tantôt l'idée du sujet, tantôt celle du locuteur à sa place.

La position défendue dans cet article est que ce qu'exprime le subjonctif de la subordonnée, c'est que la proposition-noyau est l'idée du locuteur, et non pas celle du sujet de la principale. Il ne dit donc rien sur sa valeur vrai/faux; c'est le sujet qui l'estime.

キーワード：法、法性、核命題、心的態度、直説法、接続法、観念、話者、主語、polyphonic

はじめに

本稿は、下記の引用中の用例の接続法が文の主語の観念を示している（代弁している）ように解されるのは不適切であり、接続法があくまでも「法」である以上、接続法が表わす「観念」はあくまで話者の観念であって、接続法に置かれた核命題の真偽については話者は何も語っていないことを主張し、上の「誤解」が生じるのは、主節のレベルと接続法に置かれた従節のレベルとの混同によるものであることを主張する。以下の記述を見よう。

(1) DAMOURETTE-PICHONの場合、それはいつもそうであるが、subjonctifはlocuteur（話し手）の観点からのものと、protagoniste（実際の行為者）の観点からのものとに区別される。第一人称においてはその両者が一致することは言うまでもない。

たとえば、「Jacques *nie* que Paul soit venu.」、*«Jacques nie que Paul est venu.»*（ジャックはポールの来たことを否定している。）における法の違いは、第一例は Jacques 即ち protagoniste の立場に立っての subjonctif であり—そして subjonctif は普通この立場で用いられる—、第二例は、locuteur 自身の立

場から、即ち Jacques は知らないが、話し手としては事実と判断していることを打ちだしているための *indicatif* なのである。当面問題の *ne pas douter, nier* に続く *indicatif* も同様に説明される：

Peigné n'a pas pu nier qu'il connaissait Darius.

(ベニエは彼がダリユスを識っていたことを否定できなかった。)

における *indicatif* は話し手が自身の立場から、Peigné が Darius を識っていたことを断言していることを示しているのである。(佐藤 房吉1990、p.177、イタリック原著者、下線本稿筆者、以下同様)

上記の引用は、「*Jacques nie que Paul soit venu.*」中の接続法が、主語の立場に立って(代弁して)、従節の命題を偽とする主語の見解を表わしている一方、「*Jacques nie que Paul est venu.*」の直説法では、主語を差し置いて、命題を「真」とする話者の判断が明示されると述べている。

このような主語の立場に立った接続法の使用という考えは不適切であることを明らかにしたい。

1. 諸文献の記述

いくつかの文献の記述を確認しよう。

(2) (...) 疑惑・否定・可能などを表わす動詞(相当句)、非人称表現、名詞など (*contester, démentir, désespérer, disconvenir, dissimuler, douter, ignorer, nier; il est contestable, douteux, faux, possible, rare; il semble, il se peut que; non (pas) que, loin que, など*) の後: *Je doute [nie] que cela soit vrai.* 「それが真実であることを疑う[否定する]」/ *Il se peut [Il est possible] qu'il vienne.* 「彼は来るかも知れない」/ *Le hasard avait détruit la possibilité que cela fût.* (AYER, 623) 「偶然にもそんなことの起こる可能性はなくなってしまった」/ *On commença à considérer comme possible que l'étranger eût été en Amérique.* (ARLAND, *Ordre*, 478) 「みんなはこの見知らぬ男がアメリカにいたことがあるのかも知れないと考え始めた」▶上記の動詞の否定形が断定的意味を持つか、なおそこに一抹の疑惑が残るかによって+接/+直が変わるが、これについては、各動詞ごとに検討を要する。(朝倉2002、p.506右欄)

上記では、従節の命題に対する「疑惑の有無」と法の交代とが1対1対応をなすかのように書かれているが、同書次の項では、

(3) (...) 確実・外観を表わす非人称動詞 (*il est certain, sûr, évident, vrai, vraisemblable, probable; il paraît, il y a apparence, il me semble, など*) が否定語 (*ne... pas, à peine, peu, など*) を伴うとき: *Je ne crois [dis] pas que vous ayez raison.* 「私はあなたの言うのがもっともだとは思わ[言わ]ない」/ *On peut à peine dire que l'allemand ait un futur.* (MEILLET, *Ling. hist.*, 145) 「ドイツ語に未来時制があるとはほとんど言えない」/ *Je me persuade difficilement qu'il y ait repos à rien faire.* (GIDE, *Journal*, 1942-9, 242) 「何もしないのが休息になるなどとは信じがたい」

この場合、従属節の内容は思考の主体(主語)の主観で疑惑の陰影を帯びるので、客観的に事実であることを妨げない: *Il ne croit pas que je sois heureux.* では「幸福である」ことが話者にとって事実であったとしても、主語 *il* の主観において疑わしいのである。(…) (同上書、p.506右欄)

上に見られるように、ここでは接続法はあくまで話者の観念を表わし、命題の真偽について話者は何も語っていないことが述べられ、この引用箇所の中で、従節の内容が客観的事実であることを明示する場合に直説法が使用されることを述べている。

更に続けて、

(4) (...) 話者が従節の内容の真偽を知らず返答を予知しない場合、その内容について軽い疑念とそれが事実でなければよいという気持ちを抱く場合：*Croyez-vous qu'il soit venu?* 「彼が来たと思いますか」/*Est-il sûr qu'il vienne?* 「彼が来ることは確かでしょうか」(同上書、p.507左欄)

と述べ、特別の差違を認めがたいと説かれている場合も以下のように紹介している。

(5) 直説法の使用 (...) (ii) 時に特別の陰影は認めがたい：*Croyez-vous qu'il le fera [le fasse]?* (H, 291) (同上書、p.507左欄)

上記の「特別の陰影は認めがたい」のは、接続法と、直説法ではあるが単純未来形とが対照されていることが決定的であろう。接続法が従節の核命題の真偽に関し何もいわないということと、核命題が真であると責任を引き受けて述べる直説法ではあるが、単純未来形が事態の成立に不確かさを残すことが、両者の差違をわずかなものにしていてと考えられよう。

別の文法書では次のように説かれている。

(6) N.B. このタイプの叙法の振り分けがどのようにして起こるかについて、MARTIN (1983)、NOLKE は下記のような人称法の例を挙げ、以下のように言っている。

Pierre n'est pas certain que Sophie revienne. ピエールはソフィが戻って来ることに確信がない。

Pierre n'est pas certain que Sophie reviendra. ピエールはソフィが戻って来ると確信しているわけではない。

彼らによれば、否定が確実性の観念自体にかかり、これを逆転させるなら接続法である。あらかじめ前提として構成された文全体 (=Pierre est certain que Sophie reviendra.) に否定がかかるなら直説法だとしている。したがって、直説法を用いた文には前提があり、他人の意見などの再現・反復文を否定していることになる。(佐藤 正明他1991、p.294、この箇所の記述は佐藤 正明による)

上記は、Ducrot により提唱された polyphonie の概念を用いて法の交代を説明しようとしたNOLKE (1985) の名を挙げているがその説明は皆無で、意味の論理から法の交代を説明したMARTIN (1983) の説を紹介してはいるが、下線部は理解困難である。このMARTIN (1983)、NOLKE (1985) には後に再度触れることにする。

上の説明では、*Pierre n'est pas certain que Sophie reviendra.* は前提として構築された *Pierre est certain que Sophie reviendra.* という文全体を否定しており「他人の意見などの再現・反復文を否定していることにな」とされ、従節の命題の真偽について話者は何も言っていないということになり、前記(3)の、直説法の使用により話者は従節の命題が真であることを明示するという説明とは相容れないこと

になる。

また別の参考書では下記のように説明されている。

(7) (...) たとえば *Il ne croit pas que je sois malade.* は「彼は私が病気であるとは思っていない」の意で、「私が病気である」という命題はあくまで一個の概念にとどまり、その真偽、あるいは現実・非現実は問題にされていない。これに対し *Il ne croit pas que je suis malade.* なる構文も可能であり、これは「彼はそう思っていないけれども実は私は病気なのだ」の意である。この場合は「私が病気である」ことが事実として伝えられているのである。(冨永他1996、p.270、この箇所の記述は冨永による)

ここで述べられているのは、接続法により表現される観念（ここでは「概念」）はむしろ話者により表現されたものであるが、下線部にあるように、話者自身の真偽判断はなされておらず中立的であるということである。

後述のように、接続法の使用は話者によりなされたものであるから、ここで表現されている観念は話者の（により表現された）観念であるに違いないが、従節の命題に関し話者は如何なる判断も下してはいないのであり、命題自体が抽象的なまま、話者により提示されているだけであることに注意せねばならない。上記(7)の説明は本稿の主張によく沿うものである。

2. 法性の一般的定義

法性の定義は種々存在するようであるが、BALLY (1965) 以来の一般的な定義でとりあえずは必要十分であると我々は考える。すなわち、

(8) 文 = 核命題 (dictum) + 核命題に対する話者の心的態度 (modus)
= 法

文は2つの部分からなり、核命題 (dictum) に対する心的態度を表わす部分を「法」と呼ぶ。法の具体的な表現手段はいくつかあり、言語により使われやすい手段も異なる。フランス語では動詞形により表現されることが多いであろうし、英語ではよく発達した助動詞等により表わされることが多い訳である。

3. DAMOURETTE-PICHON (1911-36) の再検討

(1)の記述が依っている DAMOURETTE-PICHON (1911-36) を参照する。

(9) (...) En thèse générale, cette distinction de *mœuf* se règle en prenant pour auteur du jugement ou du non-jugement le protagoniste. «Charles affirme que Louis est venu»; «Charles doute que Louis soit venu». Mais, toutes les fois que cela semble utile, et, en particulier, dans le cas où la distinction n'a pas de sens si on la

rapporte au protagoniste, le locuteur se prend lui-même pour l'auteur du jugement ou du non-jugement : «Charles ne sait pas que Louis est venu». (DAMOURETTE-PICHON 1911-36, t. 5, p.517)

直説法／接続法の交代を、主語 (protagoniste) の判断／非判断と対応させ、判断主体が主語であるのを無標とし、それでは意味を持たぬ場合にのみ判断主体が話者となるのが有標であるとするのが彼らの主張であることが見て取れる。

我々はこれとは正反対に、2. で述べた法性の定義から、直説法／接続法の交代、すなわち核命題の真偽に対する判断／非判断の主体は話者であり、主体が一見、主語であるように見えるのは、従節レベルと主節レベルとのレベルの混同であることを主張する。その前に、(6)が紹介しているMARTIN (1983) とNØLKE (1985) の主張を検討しよう。

4. MARTIN (1983) の主張に関する考察

(10) L'apparition du subjonctif est donc liée à la valeur suspensive de *que*, condition nécessaire quoique non suffisante. En dehors de *que*, le subjonctif cède la place à l'indicatif. Que l'on compare:

Jusqu'à ce qu'il revienne / Jusqu'au moment où il reviendra.

A condition qu'il revienne / S'il revient.

Demander qu'il revienne / s'il reviendra (dans ce dernier cas, il est vrai, avec une notable différence de sens). (MARTIN 1992, p.119)

ここで、接続詞 *que* を接続法出現の必要条件としていて、*que* は suspensif な性格を有していると説くのは、そこまでの必要性があるのか我々には疑問が残る。

直説法／接続法の交代について、次のように述べられている。

(11) On formulera à cet égard l'hypothèse suivante:

– le mode indicatif apparaît quand l'idée négative porte sur la phrase entière, préalablement construite; soit:

NÉG [CERT (*p*)];

– le mode subjonctif apparaît quand la négation porte sur l'idée même de certitude et l'inverse en une idée d'inexistence probable:

[NÉG (CERT)]_p

= INCERTITUDE (*p*)

En somme, on suppose une ordination différente des opérations modalisantes : lorsque la négation intervient tardivement, rien ne s'oppose à l'usage de l'indicatif; lorsqu'elle inverse précocement l'idée de certitude en incertitude, alors le subjonctif s'impose. (同上書、p.135)

上の論理式に明らかなように、核命題の確からしさそのものが否定の作用域に含まれると直説法が、核命題自体は否定の作用域外にあり (何も言及されず)、「確からしさ」という概念自体が否定され

「不確かさ」が主張されると接続法が現れると説かれるのである。(6)を引用して解説したように、この主張は、核命題 p が真であると話者が判断しそのことを明示したい時に直説法を用いるという観察事実に反するものではないか。

5. NOLKE (1985) の主張に関する考察

彼は、Ducrot による polyphonie の概念を用いて法の交代を説明しようとする。すなわち、実際の話者 (locuteur) とは別に複数の発話者 (énonciateur) を設定し、

(12) Pierre n'est pas certain que Sophie reviendra.

(13) Pierre n'est pas certain que Sophie revienne. (NOLKE 1985, p.64)

(12)では、実際の話者 (locuteur) は自らとは距離を置いて、ある発話者 (énonciateur 1) を設定し、その発話者が «Pierre est certain que Sophie reviendra.» と主張 (affirmer) し、同様に設定したもう 1 人別の発話者 (énonciateur 2) がその核命題を否定し、実際の話者 (locuteur) は発話者 (énonciateur 2) と結びつくとする。(13)ではそれと異なり、発話者 (énonciateur 1) は実際の話者 (locuteur) 中に「内的」に指定されると説明する。この主張はそれなりに整合性を持つし、彼自身も述べている通り、4. のMARTIN (1983) の意味の論理による説明とも矛盾しないが、このような牛刀ともいえる道具立てを用いなくても、法のこの交代は十分説明可能である。このことを次節で主張したい。

6. レベルの峻別

直説法／接続法の交代を説明するためには、主節のレベルと従節のレベルとを十全に分けて考察せねばならない。

前述もしたように、法性の定義自体から、接続法が表わすのは主語ではなくあくまでも話者の心的態度であり、接続法に置かれた核命題が話者の抽象的な観念の段階に留まっているという態度で述べられるのである。したがって、命題の表わす観念が誰のものであるか、話者のものか主語のものかという問いの立て方自体が faux problème であることが明らかである。

接続法に置かれた従節では、核命題に対する話者自身の真偽判断は全くなされていないのであるから、冒頭(1)に引用した例文 Jacques *nie* que Paul *soit* venu. についての「第一例は Jacques 即ち protagoniste の立場に立っての subjonctif である」という記述は適切ではなく、真偽に関し中立の立場で話者により提示された命題に対し、主語の Jacques はそれが真であることを否定した、と説明すべきなのである。従節の核命題が直説法に置かれた場合は、話者が更に踏み込んで、主語の判断の如何に拘わらず核命題が真であると話者が判断を下し、そう主張しているのである。それゆえ、「第一例は Jacques 即ち protagoniste の立場に立っての subjonctif である」という(1)に引用した記述は、主節・従節のレベルを混同したものと考えられるのである。

レベルの同様の混同は、引用(3)にある「従属節の内容は思考の主体(主語)の主観で疑惑の陰影を帯びるので、客観的に事実であることを妨げない: Il *ne croit pas* que je *sois* heureux. では「幸福であ

る」ことが話者にとって事実であったとしても、主語 il の主観において疑わしいのである。」という説明の、「疑惑の陰影を帯びる」という記述にも見られるのである。繰り返せば、接続法は核命題の真偽については何も言っておらず、疑惑を表出しているのはあくまでも主節の主語に他ならないのである。

(2)の「上記の動詞の否定形が断定的意味を持つか、なおそこに一抹の疑惑が残るかによって+接/+直が変わるが、これについては、各動詞ごとに検討を要する。」という記述にある動詞ごとの差違も、動詞の意味や文脈による差違であって、接続法が核命題の真偽については一切云々しない、という点では何の相違もないのである。

(4)に見られる、「その内容について軽い疑念とそれが事実でなければよいという気持ちを抱く場合」という説明も、これはあくまで文脈が与える効果であって、接続法の選択とは何の関係もないのであり、ここでも従節（接続法）そのもののレベルと意味効果を与える文脈レベルとの混同が見られるのである。

7. 結論

法性の定義から、接続法により表わされる観念（従節の核命題が観念という抽象的な段階に留まっているということ）が主語ではなく話者のものであるということは明らかである。核命題が真であると話者が責任を引き受けて述べる直説法とは異なり、また核命題が現実世界のものではないという心的態度で述べる条件法とも異なり、核命題がその2者のいずれともまだ判断できない、より抽象的な観念の段階に留まっているという心的態度で述べられていることが接続法により示されるのである。したがって、従節の表わす観念が誰のものであるか、話者のものか主語のものかという問いの立て方自体に問題があるのである。更に、接続法を選択した主体である話者自身の、従節の核命題に対する真偽判断は全くなされておらず中立であり、それに対する主観的な真偽判断を下すのが主節の主語に他ならないのである。

Références

- 朝倉 季雄 (2002) 『新フランス文法事典』白水社、584p.
 佐藤 房吉 (1990) 「Subjonctifの争点」、『フランス語動詞論』白水社、pp.171-180.
 佐藤 正明他 (1991) 『詳解フランス文典』駿河台出版社、505p.
 富永 明夫他 (1996) 『改訂版 フランス語ハンドブック』白水社、534p.
 BALLY, Charles (1965) *Linguistique générale et linguistique française*, Francke Berne, 440p.
 DAMOURETTE-PICHON (1911-36) *Des mots à la pensée*, t.5, D'artrey, p.502, pp.517-519.
 MARTIN, Robert (1992) *Pour une logique du sens*, Puf, pp.116-139.
 NØLKE, Henning (1985) «Le subjonctif — Fragments d'une théorie énonciative —»,
Langages, 80, pp.55-70.